

新たな博物館、美術館に関する基本構想懇談会公募委員選考委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新たな博物館、美術館に関する基本構想懇談会公募委員選任要綱第6条に規定する新たな博物館、美術館に関する基本構想懇談会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民文化局担当理事
- (2) 市民文化局長
- (3) 市民文化局市民生活部長
- (4) 市民文化局市民文化振興室長
- (5) 市民文化局市民文化振興室担当部長
- (6) 教育委員会事務局生涯学習部長

(委員長)

第3条 委員のうち1人を委員長とし、市民文化局担当理事をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民文化局市民文化振興室において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。